

(訳文)

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定第十条に基づく日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の実施取極

前文

日本国政府及びベトナム社会主義共和国政府は、
経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下「基本協定」という。）第十
条の規定に従って、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 定義

この取極の適用上、

(a) 「両締約国」とは、日本国及びベトナム社会主義共和国をいい、「締約国」とは、日本国又はベトナム

ム社会主義共和国（以下この取極において「ベトナム」という。）をいう。

(b) 「両締約国政府」とは、日本国政府及びベトナム政府をいい、「締約国政府」とは、日本国政府又はベトナム政府をいう。

第二章 税関手続

第二条 相互支援

1 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止するため、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。

2 両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、それぞれの税関当局を通じて、新たな税関手続の研究、開発及び試験、取締りのための新たな装置及び技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第三条 情報通信技術

1 両締約国政府の税関当局は、その税関手続における情報通信技術の利用を促進するために協同の努力を払う。

2 両締約国政府の税関当局は、税関手続を改善するため、情報通信技術の利用に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第四条 危険度に応じた管理手法

1 両締約国間で取引される物品の通関を容易にするため、両締約国政府の税関当局は、引き続き危険度に応じた管理手法を用いる。

2 両締約国政府は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国及び第三国その他の関税地域における危険度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

3 両締約国政府の税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して、情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第五条 不正取引の取締り

1 両締約国政府の税関当局は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

2 両締約国政府は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の防止のため、関税協力

理事会の下での地域的な協力を促進するよう努める。

第六条 知的財産権

1 両締約国政府の税関当局は、知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

2 両締約国政府の税関当局は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国及び第三国その他の関税地域における知的財産権を侵害する物品に対する国境措置の効果的な執行を促進するよう努める。

第七条 情報の交換

1 一方の締約国政府は、他方の締約国政府がこの章の規定に従って秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

2 この章の規定に基づき一方の締約国政府の税関当局が他方の締約国政府の税関当局に提供する情報については、他方の締約国の関税法令に基づく当該他方の締約国政府の税関当局の職務の遂行のためのみ使用する。

- 3 一方の締約国政府は、秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。
- 4 情報を要請する一方の締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請に応ずるか否かについては、当該他方の締約国政府の裁量にゆだねられる。
- 5 一方の締約国政府が他方の締約国政府により行われた情報の要請に応ずることができない場合には、当該一方の締約国政府は、その事実についてできる限り速やかに当該他方の締約国政府に通報する。
- 6 この章の規定に基づいて提供された情報は、情報の提供を受けた締約国政府により刑事の捜査、訴追又は司法上の手続において証拠として使用されてはならない。
- 7 この章の規定に基づき一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供された情報を刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法令に従って定められたその他の経路を通じて当該一方の締約

国政府に提出する。当該一方の締約国政府は、当該他方の締約国政府が示す合理的な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

8 この章の他の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、他方の締約国政府への情報の提供が自国の法令によつて禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、当該提供を行うことを要しない。

9 この章の規定に基づきいずれか一方の締約国政府が行う情報の要請は、英語で明瞭に作成された書面により行う。

第八条 税関手続に関する小委員会

1 基本協定第四十四条の規定に基づき、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の職員で構成する。

(a) 共同議長として、日本国財務省及びベトナム財務省税関総局の職員

(b) 日本国については、財務省及び外務省の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(c) ベトナムについては、特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の関連政府機関の職員

2 小委員会は、両締約国政府の合意により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第三章 知的財産

第九条 協力の範囲及び形態

基本協定第九十六条2の規定に従つて、

- (a) この章における協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
- (i) 知的財産の仲介又は実施許諾、知的財産の管理、登録及び利用
 - (ii) デジタル環境における知的財産の保護
 - (iii) 知的財産に関する教育及び啓発の事業計画
 - (iv) 知的財産の保護に関する制度の運用の更なる近代化
 - (v) 知的財産権の行使の更なる改善

- (vi) 集中管理する団体の能力の更なる改善
- (vii) 行政及び法執行当局の能力の更なる改善
- (b) この章における協力の形態には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 情報を交換し、並びに経験及び技能を共有すること。
 - (ii) 専門家の研修及び交流を実施すること。
 - (iii) セミナー及び研究集会を開催すること。
 - (iv) 知的財産権の行使に関する活動について協議を行うこと。
 - (v) 情報通信技術に関する事業を実施すること。
 - (vi) 両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

第四章 農業、林業及び漁業の分野における協力

第十条 一般原則

両締約国政府は、安定的な食糧供給の確保並びに農業、林業及び漁業の持続可能な発展並びに農村地域の開発が重要であることを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、農業、林業及び漁業の分野において、

相互の利益の原則に基づき協力する。

第十一条 協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従って、

- (a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 農業、林業及び漁業に関連する人材の養成
 - (ii) 両締約国政府が合意する協力のその他の範囲
- (b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 意見及び情報を交換すること。
 - (ii) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
 - (iii) セミナー及び研究集会を促進すること。
 - (iv) 両締約国政府が合意する協力のその他の形態に関すること。

第十二条 農業、林業及び漁業に関する作業部会

1 基本協定第百十四条の規定に従って、協力に関する小委員会（以下この協定において「小委員会」とい

う。)の下に、農業、林業及び漁業に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

(a) 農業、林業及び漁業の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

(b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。

(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。

(d) 農業、林業及び漁業の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は次の者から成る。

(a) 日本国については、農林水産省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

(b) ベトナムについては、農業・農村開発省の職員及び適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3 作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第五章 貿易及び投資の促進の分野における協力

第十三条 一般原則

両締約国政府は、一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者の間での交流及び協力を円滑にするための両締約国政府の努力が、両締約国間の貿易及び投資を促進することを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、両締約国の民間企業による貿易及び投資活動を促進することに協力する。

第十四条 協力の形態

基本協定第百十二条の規定に従つて、この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

- (a) 貿易及び投資に関する意見及び情報を交換すること。
- (b) 両締約国における貿易及び投資の更なる拡大のためにセミナーその他の行事を共同で開催すること。
- (c) 両締約国における貿易及び投資に関する知識の普及及び改善のため、専門家、研修生及び研究者の交

流を奨励すること。

- (d) 両締約国間の貿易及び投資並びに関連する事業活動の更なる促進のため、投資環境に関する情報及び事業に関連する法令に関する情報を交換すること。
- (e) 両締約国が合意するその他の形態に関すること。

第十五条 既存の協力の形態

1 独立行政法人日本貿易振興機構とベトナム商工省、ベトナム計画投資省及びその附属機関並びに他の関係機関との間の協力は、この章の規定に基づく協力の形態の一つとして特定される。

2 両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、独立行政法人日本貿易振興機構、ベトナム商工省、ベトナム計画投資省及び他の関係機関によって行われる1に規定する協力を円滑にする。

第六章 中小企業分野における協力

第十六条 一般原則

両締約国政府は、各締約国の国民経済の活力を維持し、及び競争力を高める上で中小企業が果たす基本的な役割を認識して、基本協定第十二章の規定に従い、両締約国の中小企業の発展を促進することに協力す

る。

第十七条 協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従って、

- (a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 中小企業の経営及び競争力の強化
 - (ii) 中小企業に関連する人材の養成
 - (iii) 裾野産業の育成
 - (iv) 両締約国政府が重要と認める協力のその他の範囲
- (b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 中小企業政策に関する情報並びに中小企業の発展及び促進についての最良の慣行に関する情報を交換すること。
 - (ii) 中小企業のための能力を開発すること。
 - (iii) セミナー及び研究集会を促進すること。

- (iv) 研修の機会を増大させること。
- (v) 専門家の交流を奨励すること。

第十八条 中小企業に関する作業部会

1 基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、中小企業に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

(a) 中小企業の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びにこの分野における更なる協力の方法を特定すること。

(b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。

(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとつた行動を報告すること。

(d) 中小企業の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は、次の者から成る。

(a) 共同議長として、日本国経済産業省並びにベトナム計画投資省及び商工省の上級職員

(b) 日本国については、経済産業省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

(c) ベトナムについては、商工省及び計画投資省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3 作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第七章 人材の管理及び養成の分野における協力

第十九条 一般原則

両締約国政府は、持続可能な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能に大きく依存していることを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、人材の管理及び養成の分野において協力する。

第二十条 協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従つて、

(a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

- (i) 語学訓練並びに文化的及び社会的な価値観に関する教育
 - (ii) 教育及び訓練
 - (iii) 高い水準の知識及び技能を有する人材の管理及び養成
 - (iv) 資格に関する標準の調和
 - (v) 両締約国政府が重要と認める協力のその他の範囲
- (b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
- (i) 専門家、学者、研究者、教員、研修指導者及び政府職員の訪問及び交流を奨励すること。
 - (ii) 共同セミナー、研究集会及び会合を促進すること。
 - (iii) 良き慣行に関する情報を含む情報を交換すること。
 - (iv) 教育機関及び研究機関の間の協力を奨励すること。
 - (v) 両締約国政府が重要と認める協力のその他の形態に関すること。

第二十一条 人材の管理及び養成に関する作業部会

1 基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、人材の管理及び養成に関する作業部会（以下こ

の条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

(a) 人材の管理及び養成の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

(b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。

(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとつた行動を報告すること。

(d) 人材の管理及び養成の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は次の者から成る。

(a) 日本国については、外務省の職員及び適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

(b) ベトナムについては、教育訓練省及び労働・傷病兵・社会問題省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3 作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識

識を有するものを招請することができる。

第八章 観光の分野における協力

第二十二條 一般原則

両締約国政府は、観光が、両締約国の国民の間の相互理解の増進に寄与し、及び各締約国の経済にとって重要な産業であることを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、両締約国の観光を促進し、及び発展させることに協力する。

第二十三條 協力の範囲及び形態

基本協定第百十二條の規定に従って、

- (a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 観光の促進及び発展
 - (ii) 観光に関連する人材の養成
 - (iii) 両締約国政府が重要と認める協力のその他の範囲
- (b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

- (i) 専門家の交流を奨励すること。
- (ii) 情報を交換すること。
- (iii) 観光促進活動に対する適当な支援を提供すること。
- (iv) 観光産業に従事する者に対する研修を促進すること。
- (v) 両締約国の民間の団体の間の協力を奨励し、及び円滑にすること。

第二十四条 観光に関する作業部会

1 基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、観光に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

- (a) 観光の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
- (b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。
- (c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。
- (d) 観光の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は次の者から成る。

(a) 共同議長として、日本国国土交通省及びベトナム文化・スポーツ・観光省の上級職員

(b) 日本国については、国土交通省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

(c) ベトナムについては、文化・スポーツ・観光省の職員及び適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3 作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第九章 情報通信技術の分野における協力

第二十五条 一般原則

両締約国政府は、情報通信技術が急速に発展し、並びにその発達による恩恵により、両締約国において持続可能な経済的及び社会的な発展が助長され、健全な事業慣行が促進され、並びに両締約国政府、民間部門その他の非政府機関の間の協力関係が可能となることを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、情報通

信技術部門の発展に向けた活動を両締約国において促進し、及び実施することに協力する。

第二十六条 協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従って、

- (a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 情報通信技術関連の人材の養成（技術者の水準の向上を含む。）
 - (ii) インターネット・プロトコル（IP）に基づく次世代のネットワーク、ブロードバンドネットワーク及びユビキタスネットワーク
 - (iii) 移動通信技術
 - (iv) 技術の発展についての情報の交換の促進
 - (v) ブロードバンドネットワーク上でのデジタルコンテンツの流通
 - (vi) 研究開発
 - (vii) 両締約国政府が重要と認める協力のその他の範囲
- (b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

- (i) 政策及び規制に関する問題（情報通信技術に関する最良の慣行を含む。）について、対話を行い、及び情報を交換すること。
 - (ii) 専門家の交流を奨励すること。
 - (iii) 能力開発のための計画（セミナー、研究集会及びパイロット・プログラムを含む。）を促進すること。
 - (iv) 両締約国の民間部門、学界その他の団体の間の協力を促進すること。
 - (v) 情報通信技術に関連する国際的な場における協力を促進すること。
- 第二十七条 情報通信技術に関する作業部会
- 1 基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、情報通信技術に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。
- (a) 情報通信技術の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
 - (b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。

(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとつた行動を報告すること。

(d) 情報通信技術の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は次の者から成る。

(a) 日本国については、外務省、総務省及び経済産業省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

(b) ベトナムについては、情報通信省及び科学技術省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3 作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第十章 環境の分野における協力

第二十八条 一般原則

両締約国政府は、環境を保護し、及び持続可能な開発を促進するための能力を強化することの重要性並び

に環境に関する多数国間の取極の重要な役割を認識して、基本協定第十二章の規定に従い、環境の分野において協力する。

第二十九条 協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従って、

- (a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 環境の保全及び改善
 - (ii) 持続可能な開発の促進（低排出型の開発の制度及び相乗便益の方式のような気候変動に対処するための措置を通じて行われるものを含む。）
- (b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 情報（両締約国の法令及び政策に関するものを含む。）を交換すること。
 - (ii) 環境のための能力開発を促進すること。
 - (iii) 研修の機会を増大させること。
 - (iv) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。

- (v) 両締約国政府が合意する協力のその他の形態に関すること。

第三十条 環境に関する作業部会

1 基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、環境に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

- (a) 環境の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
- (b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。
- (c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。
- (d) 環境の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は次の者から成る。

- (a) 日本国については、環境省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員
- (b) ベトナムについては、資源・環境省の職員及び適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門

知識を有する他の政府機関の職員

3 作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第十一章 運輸の分野における協力

第三十一条 一般原則

両締約国政府は、健全かつ効率的な運輸が両締約国の経済において重要であることを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、運輸の分野において、相互の利益の原則に基づき協力する。

第三十二条 協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従つて、

- (a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 運輸に関連する人材の養成
 - (ii) 両締約国政府が合意する協力のその他の範囲
- (b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

- (i) 意見及び情報を交換すること。
- (ii) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
- (iii) セミナー及び研究集会を促進すること。
- (iv) 両締約国政府が合意する協力のその他の形態にすること。

第三十三条 運輸に関する作業部会

1 基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、運輸に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。

- (a) 運輸の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
- (b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。
- (c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとつた行動を報告すること。
- (d) 運輸の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は次の者から成る。

(a) 日本国については、国土交通省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

(b) ベトナムについては、交通運輸省の職員及び適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3 作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第十二章 最終規定

第三十四条 実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国それぞれにおいて効力を有する法令に従い、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第三十五条 見出し

この取極中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十六条 効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の際に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。両締約国政府は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

第三十七条 紛争解決

基本協定第十三章の規定は、この取極の第二章及びこの章の規定の解釈又は適用に関する両締約国政府間の紛争解決について準用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千八年十二月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

中曾根弘文

ベトナム社会主義共和国政府のために

ヴー・ファイ・ホアン